

◆重点普及課題

沖縄県海ぶどう生産者協議会運営への支援について

水産業改良普及センター 紫波 俊介 吉田 聰

1. 目的

海ぶどうは本県第3位の養殖産業となっているが、生産形態、品質等は大きなばらつきがある。「安全・安心」な県産海ぶどうを消費者へ安定的に供給し、県産海ぶどう産業の振興を図るためには、上記を目指す生産者団体の確立が重要なことから、沖縄県海ぶどう生産者協議会（以下「協議会」という）の事業計画作成支援を行い、協議会の今後のあり方を模索することとした。

2. 方法

協議会総会、支部会、各種専門部会に出席及び、事務局・会員と適宜意見交換を行った。

また、事業計画作成に必要な事前調査の実施等の支援を行った。

3. 結果

(1) 第一回役員会、会員意見交換会の開催支援

開催前に新協議会事務局担当となった當眞亮氏と連携し、各会員に直接協議会の目標・課題等を聞取り、意見集約を行った。

前年度目標が達成できなかった原因として、①事業主体・協議会委員・会員・県との事務局連絡不足、②会員の当事者意識不足が挙げられた。

役員会議事は、第1号議案：H24年度の目標について、第2号議案：目標達成についてで、事務局よりH23年度目標と実績、各会員からの意見の報告、第2号議案中に県産海ぶどうブランド化雇用事業（以下「雇用事業」という）を大嶋班長より説明した。第1号議案はH23年度の目標（事務局員1名以上雇用し、運営する為の事業計画作

りとその実施、協議会ブランド海ぶどうの価値確立に向けた取組、販促）と同じ、第2号議案は恩納村漁協加工センターに事務局を置き、専属の事務局員を配置、営業・企画できるような人材を県事業を活用し確保・育成し達成するとし、人材選定は恩納村漁協が行うこととなった。

会員意見交換会は事務局・県が同様に説明し、また議決事項について報告した。

その後8月より新たな事務局員3名が雇用された。

(2) 雇用事業を通じた支援と結果

仕様を定め、適宜支援を行ったが、事業計画も作られず、そのため当年度事業計画・昨年度事業報告を年度内に協議会総会の議決を得ていない。（詳細は下記参照。雇用事業報告書より抜粋）

再三事務局に対し、書面による事務局が行った県や会長等との打合内容の議事録、進捗状況の提出を求めるも、大幅な遅延や事務局の認識不足があり、満足のいく進捗管理が出来なかった。

①ブランド検査事業

(ア) 沖縄県海ぶどうブランド化指針を基に、協議会独自のブランド基準を策定し、全会員への普及を行うこと。

→下記理由により達成出来なかった。

・総会にて協議会ブランド基準の決議を得ていない。

・基準案に具体的に実施する手法が無いため普及も行えなかった。

(イ) 協議会ブランド信用付与のための検査システムを確立し、外部機関による検査事業を実施すること。

→下記理由により達成出来なかった。

- ・検査システムの未構築
- ・検査未実施

②共同購買事業

県産養殖資材を用いたブランド海ぶどうの生産の実証試験を行い、実用可能であれば、購買事業制度を構築すること。

→県産飼料を用いた海ぶどう生産実証試験は、沖縄県飼料協業組合・県・会員の協力により試験した結果、通常飼料と比較し、ほぼ遜色の無い生産が出来た。

③販売促進事業

(ア) 協議会のホームページを開設し、協議会ブランド海ぶどう及び協議会のPRを行うこと。
→達成した。

(イ) 販促用リーフレットの作成 (1,000枚)
→達成した。

(ウ) 共同集出荷による市場への販促 (12t)
→昨年度の課題の検証および解決を行わなかったため、達成できなかった。

(エ) 新たな販路開拓の実施 (2都道府県以上での商談会へ参加)
→達成した。



トップセールスにて説明を行う安里副会長

(オ) 指導機関 (水産業改良普及センター等) の提案による販促機会への参画
→達成した。

(カ) 「海ぶどうの日」の制定
→達成した。

④沖縄県海ぶどう生産者協議会の事務遂行

(ア) 総会・役員会・専門部会・支部会等を開催する等、会員と密な連携を取ること
→達成したが、出席者は少なかった。

(イ) 沖縄県中小企業団体中央会と連携し、H25年度以降の事業計画を策定すること。
→達成していない。

4. 考察

再三の事務局員に対する是正指導にもかかわらず、通常総会も当年度に実施されないなど、新事務局体制になってから、事務局・協議会委員・会員・県との連携不足が増した。誰の為の協議会なのかが明確ではない。現状のままではこれ以上の支援を行っても状況改善は困難であると考えられる。



おきなわ鍋PRの結果、ニュースに取り上げられる